

議案第51号

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年さいたま市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前
<u>（空家等対策の推進に関する特別措置法との関係）</u>		
<u>第13条 第6条から第9条までの規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次項において「法」という。）第2条第2項の特定空家等については、適用しない。</u>		
<u>2 第10条の規定は、法第14条第3項の規定による命令に従わなかった者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
<u>第10条第1項</u>	<u>前条の規定による命令を受けた所有者等</u>	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下この項において「法」という。）第

		14条第3項の規定による命令を受けた者
	同条	同項
第10条第1項第1号	前条	法第14条第3項
第10条第1項第2号	前条	法第14条第3項
	空き家等	法第2条第2項の特定空家等
第10条第1項第3号	前条	法第14条第3項
第10条第2項	当該命令を受けた所有者等	当該命令を受けた者又はその代理人

第14条 [略]

第13条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。